

ひらかわ市民農園開設要領

1. 趣旨

この要領は、市が開設する農園利用方式による農園に係る運営、利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 開設の目的

農業者以外の市民に対し農作物を栽培する場を提供することにより、農業の楽しさ、農作物を育て収穫する喜びを体験してもらい、食への感謝、農業・農村に対する理解を深めるとともに、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識を楽しく身に付けてもらうことを目的とする。

3. 施設の概要

- (1) 名 称 ひらかわ市民農園
- (2) 所在地 平川市大光寺三村井70-3の一部
- (3) 面 積 1,000㎡
- (4) 区 画 10区画(1区画約100㎡) ※別紙図面参照

4. 利用条件

- (1) 農園を利用する者(以下「利用者」という)は、市内に住所を有する非農家とし、世帯に市税等の滞納がない者とする。
- (2) 利用できる区画は、1世帯1区画とする。
- (3) 利用できる期間は、5月第2土曜日から11月第3土曜日までとする。
- (4) 利用料は、無料とする。ただし、種苗、肥料、水、農機具等、栽培に必要なものは利用者の負担とする。
- (5) 栽培できる作物は、別表1に掲げるものとし、別表にない作物を栽培したい場合は、事前に市に相談するものとする。
- (6) 市が掲げる禁止事項を行った場合は、利用の承認を取消すものとする。
- (7) 農園利用に係る事故等については、全て自己責任とする。

5. 禁止事項

利用者は、市民農園において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 建物及び工作物を設置すること
- (2) 営利を目的として作物を栽培すること
- (3) 第三者に利用させること
- (4) 永年性や多年生の植物を栽培すること
- (5) 区画の形状を変えたり、他の利用者及び貸付農地に隣接する農地・地権者に迷惑を及ぼすこと。
- (6) 農園の環境を著しく悪化させる行為
- (7) その他、市長が不相当と認めた事項

6. 維持管理

利用者は次のとおり、貸付農地の環境維持、管理に努めなければならない。

- (1) ゴミは必ず持ち帰ること。
- (2) 除草、農薬は隣接区画並びに隣接農地に迷惑がかからないよう行うこと

7. 募集

利用者の募集は、回覧チラシのほか、HPへの掲載等により周知し募集する。

8. 申込方法

農園の利用を希望する者は、市で指定する期間内に、ひらかわ市民農園利用申込書（様式第1号）を提出するものとする。

9. 利用者の決定

市長は、利用条件に基づき、利用者を決定するものとする。なお、申込者数が区画数を超えた場合は、抽選とする。市長は、利用者に対し、ひらかわ市民農園利用承認書（様式第2号）により通知する。

10. 営農指導

利用者は栽培に必要な知識を、津軽みらい農業協同組合の営農指導員に相談し指導を受けることができる。

11. 利用の取消

市は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認の取消をすることができ、ひらかわ市民農園利用取消通知（様式第3号）で通知する。

- (1) 利用者がひらかわ市民農園利用辞退届（様式第4号）を提出したとき
- (2) 「5. 禁止事項」に該当する行為を行ったとき
- (3) 農園の維持・管理を怠ったとき
- (4) 正当な理由なく一定期間耕作しないとき
- (5) その他、市長が特別の事情があると認めたとき

12. 利用期間の終了

利用者は利用期間が終了する日までに原状に復して返還するものとする。また、利用の取消を受けた場合も指定した日までに原状に復さなければならない。

13. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表 1

栽培できる作物	野菜	じゃがいも、さつまいも なす、きゅうり、トマト ピーマン、キャベツ レタス、にんじん、だいこん 他
	草花	あさがお、ひまわり、コスモス バンジー 他
栽培できない作物	永年性作物	りんご、梨、桃、柿、栗 他
	花木 (根が深く抜けなくなる もの)	松、椿、桜、庭木類 他
	根が広範囲に広がる作物	やまいも 他
	毒性のあるもの	とりかぶと 他